

「非課税口座約款」新旧対照表
令和7年4月21日改正

令和7年4月
(下線部分変更)

新	旧
1. (略) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または<u>勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）</u>、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または<u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの</u>が提出される場合において、当該廃止通知書の	1. (同左) 2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」<u>（追加）</u>が提出される場合において、当該廃止通知書の交付<u>（追加）</u>の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理

新	旧
交付<u>または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供</u>の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書<u>または非課税口座廃止通知書記載事項</u>を受理することができません。 (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(7) (略) 3. 非課税管理勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」または「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。 3の2. 特定累積投資勘定の設定 (1) (略) (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。	勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書<u>（追加）</u>を受理することができません。 (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3)～(7) (同左) 3. 非課税管理勘定の設定 (1) (同左) (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。 3の2. 特定累積投資勘定の設定 (1) (同左) (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

新	旧
3の3.～5の2. (略) 5の3. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の① <u>(削除)</u> に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① (略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第 <u>32</u> 項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる投資信託</u>で次の各号に定める <u>もの</u> を受け入れることができません。 ①～② (略) 6. 非課税口座を通じた取引 (1)～(3) (略) (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 <u>(削除)</u> 定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、 <u>(削除)</u> 当金庫へお申し出ください。 ① (略) 7. (略) 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(2) (略) (3) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第 <u>32</u> 項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るもの	3の3.～5の2. (同左) 5の3. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲 (1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、<u>②</u> に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ① (同左) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第 <u>31</u> 項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託 (2) 特定非課税管理勘定には、<u>(追加)</u> 次の各号に定める <u>投資信託</u> を受け入れることができません。 ①～② (同左) 6. 非課税口座を通じた取引 (1)～(3) (同左) (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 <u>2024年以降</u> の定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、 <u>2023年11月末日までに</u> 当金庫へお申し出ください。 ① (同左) 7. (同左) 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)～(2) (同左) (3) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第 <u>31</u> 項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るもの

新	旧
のを除きます。)を行った場合(同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 15. (略) 以 上 (2025年 4月改訂)	のを除きます。)を行った場合(同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。 9. ～ 15. (同左) 以 上 (2024年 1月改訂)